

さ情審査答申第29号  
平成18年8月24日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池保夫

### 答申書

平成18年3月8日付けで貴職から受けた、水質汚濁防止法に規定する特定施設等の設置状況の報告書（以下「本件対象行政情報」という。）の公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第1項の規定により、公開とした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、公開請求者が行った本件対象行政情報の公開請求に対し、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が平成18年1月31日付けで行った公開決定について、その取消しを求めるというものである。

実施機関は、本件公開請求に際し、公開請求に係る行政情報に異議申立人の情報が含まれることから、条例第16条第1項の規定に基づき、異議申立人に対して意見照会を行った上で、本件処分を行った。実施機関は、反対意見書を提出した異議申立人に対して同条第3項の規定に基づき、本件処分した旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

本件に関しては「土壌汚染状況調査報告書」にて報告し、かつ、「汚染

拡散防止計画作成報告書」に基づき汚染処理を完了させ、「汚染処理（汚染拡散防止措置）完了報告書」が収受された後、更に、環境対策課の要請に応じて、3ヶ月間の地下水モニタリング、「土壌・地下水汚染処理完了のお知らせ」文書の周辺住民への配布、及び建て看板の設置を実施している。土壌・地下水の汚染処理は、莫大な費用と期間を投入して完全に行い、その成果は今回の地下水モニタリングの結果でも再度実証されている。マンション建設に反対する住民のために、当社の正常な企業活動を不当に阻害されたくない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 異議申立ての理由については、本件処分と直接関係ない。条例は、行政情報の公開を求める市民の権利を保障するものであり、公開請求者がマンション建設に反対している等の理由により行政情報を非公開にすることは、不適法行為である。
- 2 特定施設等の設置状況に関する情報を公開することにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、本件対象行政情報を含む行政情報が、平成17年3月4日付けで本件とは別の公開請求人から公開請求があり、この行政情報の公開決定について平成17年3月14日付けで、異議申立人から公開されても支障がないとの回答が提出されている。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 条例における法人等に関する情報の公開等の仕組みについて

情報公開制度においては、行政機関の保有する行政情報を原則公開とし、例外的に非公開事由を規定するという構造を採っている。さいたま市の条例においても同様であり、第7条において、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、その行政情報を公開しなければならないとしている。同条第1号から第7号までの規定が、限定的に類型化した非公開情報の定めである。

本件で審査の対象とする行政情報は、同条第3号に規定する法人等に関する情報であり、同号は、公開請求権に対峙する利益として、法人等の事業活動上の正当な利益を保護しようとしたものである。

法人等の事業活動の自由、あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り、社会的に保障されなければならないという必要性が

ら、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの（同号ア）や実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもので、当該条件を付することが合理的であると認められるもの（同号イ）については、非公開とすることを規定している。

## 2 本件対象行政情報について

(1) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号。以下「保全条例」という。）第79条第1項は、特定有害物質取扱事業所の廃止又建物除却時の措置について、次のように規定している。

ア「特定有害物質取扱事業者は、」、イ「その特定有害物質取扱事業所を廃止し、又は当該特定有害物質取扱事業所の建物の全部若しくは建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却するときは、」、ウ「土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、」、エ「規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、」、オ「その結果を知事に報告しなければならない。」と。

アの「特定有害物質取扱事業者」とは、保全条例第77条第1項で特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所を設置している者をいい、イの「その特定有害物質取扱事業所を廃止し、」とは、当該事業所としての機能を廃止することをいい、「当該特定有害物質取扱事業所の建物の全部若しくは建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却するときは、」とは、当該事業所の建物の全部又は特定有害物質の取扱い部分の建物を取り除くときをいう。

ウの「土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、」とは、埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針（平成14年埼玉県告示第602号。以下「指針」という。）第1、2「汚染の状況等の調査」の規定に基づき、という意味である。エの「規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、」とは、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年埼玉県規則第100号。以下「施行規則」という。）第63条第1項の規定により、「1 特定有害物質の取扱いの状況」、「2 特定有害物質による土壌の汚染の状況」、「3 地下水の状況」、「4 今後の土地の利用計画」の4事項について調査することをいう。そして、オの「その結果を知事に報告しなければならない。」とは、施行規則第63条第2項の規定により、その結果の報告を調査後速やかに、所定の様式で知事に報告しなければならないということであり、知事の報告書の

受理は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）第2条の規定により、さいたま市が処理することと定められている。

- (2) 異議申立人は、昭和62年6月14日土地の所有者から地上権の設定を得、平成17年3月30日に転売している。本件対象行政情報の内容から異議申立人は、平成14年11月まで面積6,573.16平方メートルの敷地内で工場を設置し操業していたものと認められる。
- (3) 本件対象行政情報には、当該工場においてトリクロロエチレンやトリクロロエタンという特定有害物質に指定されている物質（施行規則第27条第9号及び第16号に規定する「汚水等に係る人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（保全条例第76条第1項、施行規則第60条に規定する特定有害物質）」）を取り扱ってきた者であり、保全条例第77条第1項に規定する特定有害物質取扱事業所を設置していた者、したがって同条同項にいう特定有害物質取扱事業者であったと認められる。
- (4) 以上のことから、本件対象行政情報に記録されている平成14年11月の「すべての工場における洗浄作業を廃止する」時点で、異議申立人は、保全条例第79条第1項の規定により、「特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置」として、指針に基づき、当該事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、さいたま市にその結果を速やかに報告する義務が生じているというべきである。
- (5) 本件対象行政情報は、実施機関の説明によると、本件敷地内に設置されていた施設の状況を把握し、当該敷地における土壌汚染の調査、対策などについて法令の運用を判断するため、特定施設等の設置状況の報告書を提出するよう指導し、報告されたものである。

その内容は、保全条例第79条第1項に規定する義務の履行として行われた調査の一部であると認められる。

### 3 法人等に関する情報（条例第7条第3号ア）の該当性について

- (1) 条例第7条第3号アの規定は、非公開情報としての法人等に関する情報の要件として、「法人その他の団体に関する情報」（事項的な要素）と「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（定性的な要素）と二つの要素を規定している。

本件対象行政情報が事項的な要素としての「法人その他の団体に関する情報」に該当することは明らかである。

したがって、定性的な要素としての異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかについて判断することとする。

- (2) この点についての異議申立人の主張は、前記第2・2記載のとおりであるが、これらの主張は、いずれも本件処分と直接関係のない内容のものであって、実施機関の主張が相当であると認められる。したがって、この点についての異議申立人の主張は、採用できない。
- (3) ところで、条例第7条第3号アに規定する「正当な利益」とは、法的保護に値する権利利益一切を指すものと考えられ、法人等の法律上の権利や競争上の地位、名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由などが考えられる。

また、法人等の正当な利益を害するおそれがあるというには、当該法人等の事業運営等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している正当な利益が当該情報の開示によって具体的に侵害され、又は侵害されるおそれがあることが客観的に認められる場合でなければならない。（同旨平成10年11月13日宮崎地方裁判所民事第一部判決、宮崎地裁平成8年（行ウ）第8号）

その判断に当たっては、当該情報の内容、当該法人等の事業活動における当該情報の位置付けなどを総合的に考え、当該情報を公開した場合に生じる影響等について、慎重に検討すべきものと考えられる。

本件対象行政情報を開示することにより、異議申立人の正当な利益の侵害が具体的であり、客観的に認められるかどうか、又は、そのような正当な利益の侵害が単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性として認められるかが本号アの該当性判断の基準となるものと解する。

- (4) 本件対象行政情報については、平成17年3月4日付けで本件とは別の公開請求人から本件対象行政情報を含む行政情報について公開請求があり、異議申立人の公開に支障がないとの意見をも聞いて公開を決定し、実施しているところであり、このことによって異議申立人のいう正当な利益が具体的にすでに侵害されているとすれば、本件対象行政情報を非公開とすることによってこれらの利益の侵害を防止することはできないし、更に、本件処分によって、これらの利益の侵害が拡大されることを予測することも困難である。
- (5) 生活環境保全に係る情報は、公開請求人と当該情報の提供者の双方にとって対立関係を生み出しやすいし、時には当該情報の提供者に打撃を与えたり、不利益をもたらすことが予測されるところ、情報公開制度においては、公開請求人の当該情報の利用目的を問わない建て前となっている。したがって、公開決定時に予測される当該法人等の正当な利益の侵害の有無を、前述のとおり慎重に検討し、判断することとなるのであ

る。

- (6) 当審査会は、前述のとおり本件対象行政情報は、保全条例に基づく特定有害物質の取扱いの状況に係る報告書であって公益性が強く、秘匿性に乏しいこと、すでに同一の行政情報が公開されていること、その内容から異議申立人の事業運営上の正当な利益に係る情報であると認めることができないこと及び本件異議申立ての理由としての異議申立人の主張が本件処分と直接関係のないものであること、したがってまた公開することによって異議申立人の有する正当な利益が具体的に侵害され、又は侵害されるおそれがあることを客観的に認識することができないこと等から条例第7条第3号アの定性的な要素を欠く法人等に関する情報であると判断するものである。

4 本件処分と過去における同一の行政情報の公開決定処分との関係について

- (1) 実施機関は、本件処分に係る公開請求人と異なる者から当該情報と同じ情報を含む行政情報の公開請求が、平成17年3月4日付けであり、この情報の公開決定について、同年同月17日付けで異議申立人から公開されても支障がないとの回答（条例第16条第1項の規定による第三者の意見書）を得ていることを本件処分の正当性の理由の一つとしている。

- (2) 条例第16条第1項の規定は、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されている場合、当該情報を公開するかどうかの判断の参考とし、その判断の的確性を確保するため、実施機関が当該第三者から意見書の提出を求めることができるとするものである。

第三者の権利利益を保護する観点から、意見書提出の機会を付与したものであるが、実施機関の公開決定に同意する権限を与えたものではない。

- (3) 第三者に関する同一の行政情報について、時期を異にして公開請求があった場合において、それぞれの公開請求に対する決定に際して、第三者の意見を聞けば、異なった内容の意見が出されることは十分考えられるところである。

公開請求があった場合の実施機関の公非の判断は、公開請求のあった都度、判断すべきことであるから、たとえ同一の対象行政情報に対して時期を異にして公開請求があった場合でも、個別にその都度適正に判断しなければならない。

当該公開請求に係る決定について、第三者の意見書の提出があった場合、実施機関はその都度、そのそれぞれの内容を参考として、判断すべ

きこととなる。

したがって、前の第三者の意見書の内容と、後の第三者の意見書の内容が異なっても、後続の公開請求に係る決定に際し、前の第三者の意見に当然に拘束されることとはならないのである。

ところで、実施機関における行政情報の公非の判断は、時の経過、社会情勢の変化、当該行政情報に係る事務事業の進行状況等の実情の変更によって変ることが考えられる。

しかしながら、本件は、前に非公開とされた同一の行政情報につき、これを変更して公開の決定をなした場合ではなくて、既に公開された当該情報について、約10か月を経て、これを非公開とせず、従前どおり、公開とした決定に関するものであって、従前の決定を変更して、これを非公開とすべき特段の事情も窺い得ないのであるから、これに徴しても本案に関しなした実施機関の公開の決定は正当である。

- 5 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年 3月 8日	諮問の受理
②	同 年 3月23日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 4月13日	審議
④	同 年 5月22日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 6月15日	審議
⑥	同 年 7月20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)